

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第1回定例会議
開 催 年 月 日	令和3年6月1日（火）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後4時 から 午後5時10分 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室4
議 長 等 の 氏 名	会 長 中村 和彦
出 席 者	副会長 戸塚 学 委 員 鍋嶋 正明 委 員 大里 絢子 委 員 大湯 恵津子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育長 吉田 健 学校教育推進監 横山 晴彦 学校指導課長 鈴木 一哉 教育センター所長 小笠原 恭史 学校指導課長補佐 福田 真実 学校指導課指導主事 佐藤 秀仁 学校指導課主幹 会津 聡子
会 議 の 議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策推進法に基づく本市の取組について</li> <li>・本市における「いじめ」に関する状況報告（主として令和2年度について）</li> <li>・質疑応答</li> </ul>
会 議 資 料 の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市いじめ防止等対策審議会運営規則</li> <li>・様式1-1及び様式1-2 いじめに係る報告書（例）</li> <li>・別紙 「いじめ重大事態」に係る報告フロー</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式3 「重大事態が予想される事実に係る第一報」記録</li> <li>・様式4 不登校重大事態が予想される事案に係る報告</li> <li>・様式5 いじめ重大事態・発生に関する報告</li> <li>・資料1 令和2年度弘前市立小・中学校のいじめの状況</li> <li>・資料2 令和2年度いじめに係る報告書の状況（令和2年1月～令和2年12月末まで）</li> <li>・資料3 いじめに係る報告書の状況（令和3年1月～令和3年5月まで）</li> </ul>
<p>会議内容</p> <p>（発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等）</p>	<p>会議概要</p> <p>（議長） 「審議」については個人情報が含まれることが予想されるため、非公開とすることによろしいか。 （異議なし）</p> <p>（議長） 初めに、「いじめ防止対策推進法に基づく本市の取組」について、事務局より説明をお願いする。 （事務局） 新年度第1回目の審議会のため、弘前市いじめ防止等対策審議会運営規則を改めて確認する。委員の任期は2年である。今年度はその2年目ということで、よろしく願います。 学校からの報告の迅速さが課題であるとの審議会での意見を踏まえ、各学校から教育委員会に報告される、いじめに係る報告書の様式について、昨年度後半から変更した。昨年度前半までは様式1のみの報告だったが、変更後、まずは速報版を、事案を把握した日、遅くとも翌日までに学校から学校指導課へ提出（様式1-1）。そして、補足版として、被害・加害児童への事実確認や指導、保護者へ状況報告をしたのちに、必要に応じて学校指導課へ提出（様式1-2）。よって、報告のスタイルを、速報版と補足版の2段階にしたことによって、学校からの報告がスムーズになった。 続いて、いじめ重大事態に係る報告フローについて、改めて確認する。欠席の日数の基準や、生命・心身・財産の重大事態と、不登校による重大事態に分けた報告の流れを記載している。このフローに則って、学校から出していただく様式、あるいは学校指導課で整理する様式が、以下3つある。様式3は、</p>

学校指導課が聞き取って記録するもの。様式4は、不登校重大事態が予想される事案について、学校から出していただく報告様式。様式5は、いじめ重大事態・発生に関する報告である。重大事態が発生した場合には、この様式に則って出していただく。

(議長)

質問・意見はあるか。

(委員)

報告書の様式について、1点目として、実際報告が上がってくるときに、概要はどの程度書かれているのか。迅速な報告が上がってくるためには、書きやすいことが重要かと思われる。2点目として、学校の先生から意見を聞いたことはあるか。

(事務局)

学校指導課としては、まず速報版で基本的な情報のみを報告してもらい、そのあと補足の情報を補足版でという思いで様式変更をした。どうしても学校側には、まとめて整理してから報告するという傾向がある。しかし、現在は、骨組みだけでも速報版を出す、という意識が徐々に浸透しつつある。

速報版と補足版のそれぞれの段階で、不明瞭な点がある場合は、教育委員会から学校にその都度電話をし、内容を確認している。

教育委員会から問合せをすることはあるが、今のところ、学校から様式についての問合せはない。

速報版の記入内容について、発生場所と概要については書ける範囲にし、被害児童生徒・加害児童生徒と対応程度で報告を上げてもらうことが多い。それ以降については、補足版あるいは聞き取りでということになる。

ある校長先生からの話では、速報版は手書きで迅速に出し、補足版はじっくりと状況を把握した上で出す、という形で分けているとのことであった。

(委員)

今の話を基にすると、もう少し記入例があると書きやすいと思う。

(委員)

例えば土曜日に事案が発生した場合、日曜日に教育委員会に連絡があるのか。

(事務局)

学校の方に金曜日の夕方や日曜日に提出する余裕がないという場合、電話で一報を入れるというケースもある。その場合

は、様式の提出については月曜日で構わないとしている。

(委員)

電話で連絡があった場合は、紙がなくても報告がされたという考えでよろしいか。

(事務局)

はい。

(委員)

様式3での聞き取りについて、生命・心身・財産の重大事態と不登校重大事態というのは、基本的に分けられるものなのか。リンクすることはないのか。

生命・心身・財産の重大事態については、随時やり取りをするということか。というのは、不登校重大事態については、様式に7日目・14日目・30日目と、日に区切りがあり、不登校が続いているのかどうかということと、それによって何が起こっているのか、30日以内に解決したかなど様々あると思う。生命・心身・財産の重大事態に関しては、随時やり取りをするという意味で、1つの様式に集約されていると考えてよろしいか。

(事務局)

特にその間の様式というものはない。随時やり取りをしながら、学校にはきちんと記録を付けておいていただく。

(委員)

これらの様式を見ると、教育委員会と学校の連携は取れていると思うが、保護者から教育委員会に直接連絡があり、教育委員会が調べるという例はあるのか。

(事務局)

保護者から直接連絡がきた場合、教育委員会から学校に確認をし、保護者と学校の両方から聞き取るという対応を取る。その時点で、学校の対応が不十分であれば教育委員会から指導をする。保護者によっては、学校に連絡するよりも直接教育委員会に連絡するということは実際にある。重大事態に発展する可能性もあるため、慎重に対応する。

(委員)

別紙のフローチャートについて、(2)の不登校重大事態に関しては第一報の電話による把握は良いのだが、その後のアフターケアについて、14日目までは電話で、最後30日目は訪問による状況確認となっている。電話と訪問は、なぜそのような分け方をしているのか。それから、(1)の生命・心身・財産の重大事態に関しては、電話による一報のあとはスピー

ド感や迅速な対応が必要であるから、こちらに関してはとにかく随時状況確認や訪問をしながら対応していくと考えてよろしいか。

(事務局)

不登校重大事態については、7日間様子を見て、もっと進むのかどうかを見極める。7日の時点で電話でもやり取りをし、その段階で、これはずっと続きそうだとすれば様式4の段階になる。重大事態だとすれば、すぐにでも様式5を出してもらおう。7日の時点でまだ様子を見ようとなった場合は次の14日、さらに次、というように対応する。

(委員)

フローチャートを踏まえつつも、その場に応じて飛び越して対応することが含まれる、ということよろしいか。

(事務局)

はい。

(委員)

上がってくる情報について、子どもからの情報提供が何割あるとか、先生からのものがほとんどだとか、情報提供元別の割合はどのようになっているか。

(事務局)

今年度の分については、保護者から学校への相談の電話が、割合として多い。

(委員)

保護者が、担任の先生に電話をしてというパターンが多いということか。

(委員)

はい。

(事務局)

これまでの多くは、職員による情報や児童生徒からの情報が主な情報源だった。最近の傾向として、保護者からの相談・情報が増えつつある。

(委員)

先生方が、教室でいじめられているような現場を他の児童生徒から聞いたり実際に目にしたときに、担任の先生がいろいろと話を聞いていく中で、これはいじめではないかと考え、校長先生に伝える、という形なのか。

(事務局)

まず、子どもたちから聞いた段階で、児童生徒からの情報として子どもたちに確認をし、場合によっては確認をする前に

第一報を送る。

(委員)

職員による情報というと、具体的にはどのようなものか。

(事務局)

例えば、担任以外の先生が、体育館でいじめのような状態を見たなど、職員が見聞きした状況の報告のことである。

(委員)

そうすると、担任の先生に確認したり生徒に聞くことはせずに、そのままダイレクトに校長先生に伝えて、教育委員会に連絡がくる、という形になるのか。

(事務局)

状況による。すぐに連絡がくる場合と、状況を確認してからくる場合とがある。

(委員)

重大事態は、今後増えてくる可能性があると思う。昨年度は報告がなかったが、一昨年度はあった。そのときは、この様式5で報告されたのか。

(事務局)

はい。様式5に変更はない。

(委員)

現状では、重大事態についてどのレベルの子がいるのか。例えば、いじめによる欠席で7日に至ったとか、14日に至ったなど。

(事務局)

現状ではない。まだ4月・5月のため、これから出てくると思われる。休み明けは多くなる可能性がある。

(委員)

不登校に至った原因は、すぐに明らかになるわけではないのか。

(事務局)

はい。いじめとは限らないため、原因は調査をしながら探っていくということになる。

(議長)

続いて、令和2年度の本市における「いじめ」に関する状況報告について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

令和2年度のいじめの認知件数について、小・中学校の合計数を令和元年度と比較すると減少し、令和2年度と比較しても減少している。「被害児童本人が苦痛を感じているもの」と

いういじめの定義は、教職員に浸透してきた。ただ、新型コロナウイルス感染予防における新しい生活様式による学校行事の縮小や中止など、児童生徒が直接触れ合う機会が少なくなったことも減少の背景にあるものと推察される。

いじめの態様について、小・中学校とも、「冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の項目が最も多く、全体の半数以上を占めている。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の項目が多い。

なお、小学校では、「仲間はずれ、集団による無視」と「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の項目が前年度から増加している。学校内外に関わらず、軽微な事案もいじめとして積極的に認知している結果と捉えている。

中学校では、前年度から大きく増加した項目はない。なお、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」と「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」の項目は減少しているが、認知の考え方としては、これまで同様、国の基本方針に基づき、「けんかであっても背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か」を積極的に判断している。

いじめにより指導を受けた児童生徒の人数について、小・中学校の合計数は、平成30年度から令和2年度にかけて、年々減少している。また、認知件数1件当たりの指導人数も、平成30年度に比べ、令和元年度と令和2年度は減少している。すなわち、複数の加害者が関わる事案が減少している。

資料2については、学校がいじめやいじめの疑いを把握した段階で、教育委員会に対して第一報として報告された事案を一覧表にまとめたものである。表の欄外右側に示した\*の印については、学校が事案を把握した際、教育委員会への報告が迅速に行われなかった事案である。このことについて大きな課題であると捉え、先ほど説明したように、令和2年度中に様式を変更した。この変更について、市立小・中学校長会議等で通知するとともに、令和3年度4月に行った事業事務説明会においても再度確認した。今年度4月から5月において、報告が大きく遅れた事案はない。早期に組織での適切な対応を進めるよう、様々な機会を捉えて確認していく。

(議長)

質問・意見はあるか。

(委員)

支援継続中の事例について、何か特徴はあるか。時期的なものなのか、そうでないならば、どのようなものが支援継続中としてあるのか。

(事務局)

学校としては、年度の切り替え時は、担任や管理職・担当者の変更があるため、機械的に3か月経過したからといって解消と判断せず、まずは1か月様子を見ようという判断をしていることが多い。子どもたちにとってもクラス替えなど環境の変化があるため、学校としては安易に解消とはせず、丁寧に見取ろうということで支援継続となっている事例が多い。

(委員)

年度の切り替えについては分かった。

いじめが解消したのが例えば1週間以内であるとか、2週間・1か月・3か月・4か月以内で解消した事例の特徴や、支援継続が2か月に及んで解消した事例の特徴を示していただくと、いじめ解消のためにどのようなアプローチをしていけば良いのか、イメージが付きやすい。資料を1例1例見れば分かりはするが、大きくまとめた形でどんな傾向があるのか分かれば理解しやすい。そうすると、先生方が工夫できる資料になっていく。

(委員)

パソコンや携帯での誹謗中傷について、コロナ禍でもそれほど数は変わっていないのか。パソコンで嫌なことをされる・仲間外れというのは、例えばどのようなものがあるのか。

(事務局)

オンラインゲームの中でのやり取りで、お互い暴言を言い合ったり、チャットからブロックしたりするなど。中には学年の垣根を越えて関わっている例もある。

(委員)

オンラインゲームというのは、具体的に何か。

(事務局)

フォートナイトなど。

(委員)

どうやって把握したのか。

(事務局)

学校での児童生徒の会話から、担任が把握をして、事情を確認するなど。

(委員)



正直、コロナ禍だともう少しネットからのトラブルはあると思うのだが。

(委員)

前回は質問したが、暴力行為の項目で太文字になっている程度の重い事案について、加害の子どもの特徴は何か明らかになったところはあるか。日頃からの様子や、学校での状況など。また、その後のケアの状況など。

(事務局)

まだ特徴を把握し切れていない。次回までに報告する。

(委員)

突発的な暴力行為があるということは、日頃、衝動性がコントロールできないような脆弱性があるとか、元々学校での不適應の可能性があるとかなどの要因も想定される。であるならば、いじめられた子にも加害の子にもそれぞれにその後の支援が必要となる。実際どのような子で、いじめの後にどのようなサポートがあったのかも分かれば今後の参考になる。

(委員)

いじめのアンケートは、どのくらいのスパンで実施しているのか。

(事務局)

学校によって回数は異なる。

(委員)

資料を見ていると、学校から教育委員会への報告は早くなっていると見受けられる。一方で、事案の発生から学校が把握するまで時間が空いている案件もいくつか見受けられる。実際、報告書の中を見ていくと、「金品を隠された」と「悪口を言われた」の事案で時間が空いているものがある。「悪口を言われた」というのは普段なかなか出てこないと思うのだが、そのような把握するまで時間が空くような案件が、アンケートで拾われているのか。

(事務局)

アンケートの回数が多い学校だと、すぐ分かって調査をするため、報告が多くなる。

(委員)

報告が多いことは良いことであり、敏感だということ。逆に報告が上がって来ない学校がどうなっているのか。

(委員)

実際にアンケートで把握する割合はどのくらいあるのか。

(事務局)

報告の様式では、「児童生徒からの情報（アンケートを含む）」としており、アンケートかどうかまで区別できるようにはなっていない。

（委員）

実際にどうやって把握するかは非常に大事だと思う。もし有効な手段がアンケートだということであればそうだし、あるいは教員が児童生徒をよく見るのが大事だと思うのであればそうだと思う。簡単に分析できる報告書にした上で、経緯の所をもう少し明らかにすることができれば良いかと思うし、集計にまとめた方が良くもしいかな。

（事務局）

報告書が提出された後の学校とのやり取りの中で、アンケートによるものかどうかをはっきりさせていく。

（委員）

アンケートの形式は、「いじめられましたか？」に対して「はい」に丸を付けて、「誰に？」という所で名前を書くような形なのか。いじめだけについてのアンケートではないかもしれないが。

（事務局）

そのような学校もある。

（委員）

形式は決まっておらず、学校で作っているということか。

（事務局）

はい。いじめに特化したアンケートを行っている学校のほか、悩みアンケートの中にいじめに関する項目を組み入れている学校もある。

（委員）

統一したものはないということか。

（事務局）

はい。全国的に、統一したものはない。学校の先生方の考え方による。例えば、記名式の学校もあれば無記名の学校もある。相手の名前をアンケートで書かせる学校もあれば、面談の中で聞き取っていく学校もある。簡単に書けるように、文字を書くのではなく○×式などに行っている学校もあれば、家に持ち帰り、しっかり時間をかけて書かせる形式を取っている学校もある。千差万別であり、学校に任せている。

（委員）

そうすると、それが事実であるかどうか確認をしてから報告が上がってくるということか。アンケートで書かれた内容

が、事実と異なるということも時々あるようだが。

(事務局)

アンケートと面談がセットになっている学校が多い。アンケートと同時に聞き取りができる。そうすると、情報がクリアになって上がってくる。

(委員)

アンケートは非常に大事だと思うが、形式について様々な具体例を学校に示すなど、有効な手段があるのであればもう少し委員会から示しても良いと思う。アンケートのやり方を強制することはできないと思うが、あまり有効とは言えないやり方を行っている学校もあるかもしれない。

(事務局)

アンケートの様式を、回数も含めて公表している学校もある。経年の変化を見るため、形式をあまり変えていない学校もある。

(委員)

アンケートの作成は難しいと思う。本当に事実がはめ込まれるように作成したり、書きやすいようなアンケートにするなど、非常に苦勞するだろう。どのように先生方は作成しているのだろうか。ある程度統一したものと使いやすい。また、学校間で話し合ったり相談したりできるのではないか。それを土台にしてまた学校なりに考えていけるだろう。ある程度様式が決まっていた方が良いかとは思いますが、様々な学校の状況があるため、一概には言えないだろう。

(事務局)

アンケートのサンプルをインターネットで公開している学校もあるため、たいていの学校はそれらを参考にして、独自にアレンジして作成している。弘前市で統一することについては、検討が必要であると考えます。

(委員)

文科省から例として示されているものもあるのか。

(事務局)

はい。先進的な取組をしている地方自治体のものがサンプルとしていくつか提示されており、小学校・中学校・高等学校の場合と分けて提示されている。それらを参考にしてアンケートを作成するため、傾向は大きく変わらないと思う。ただ、記名にするか無記名にするかなどについては、学校の考え方によって違ってくる。

(事務局)

先生に、「いじめられています」と言える関係性のある集団では、あまりいじめは起きていない。つまり、アンケートは有効だと思われる。だから、「なぜいじめられていると先生に言わないんだ」と言うことは、実はあまり意味のある会話ではない。その点で、アンケートの方がいじめを拾えるかもしれない。

また、子どもたちによれば、アンケートを長々と書いていると、「あいつ何か書いているぞ」となる。つまり、いじている側もいじめられている側も、同じ時間で書き終わるくらいのアンケートにしないと、その場では書けない。字を書くのが面倒な子は書かないので、極端に言うと○×くらいにする。○を3つ書いて、どこに○をしたか分からないくらいにし、面談で内容を拾う形にした方が良いかもしれない。

学校によっては、「はい」と3人が書いたら3人から聞き取りすることとなり、いつ誰が呼ばれたかが周りに知られることとなると、子どもたちは書かなくなってしまう。書く作業は少ない手順で簡単に終わる方が、アンケートは書きやすいかもしれない。その点は、市内の学校に話しても良いかもしれない。

(委員)

学校で書く方が多いのか、家で書く方が多いのか。

(事務局)

ケースバイケースである。

(委員)

家の方がゆっくり書けると思うがどうか。

(事務局)

ただ、そうすると、回収率が100%に至らない学校も出てくる。回収率が98%で、その他2%の中に何かあったら大変である。よって、もしかすると、簡単に終わるアンケートは良いかもしれない。

また、解消が早いか早くないかは、もしかしたら集団に起因するところがあるかもしれない。例えば、金品をたかられるのは、たかられたら終わりなので、解消が早い可能性がある。しかし、ひやかし・からかい・仲間外れは、集団の癖に近いところがあるため、解消に時間がかかるということはあるかもしれない。原因と解消の期間の長短というのは、分析を考えていく余地がある。

(委員)

確かに、学校から聞いた話でも、長々と書いていると隣の席

の人が何を書いているのかとのぞくことがあるようだ。だから、アンケートは簡単に書ける方が良いかもしれない。

(事務局)

内容については、アンケートのあとからこっそり聞く方が良い。ただ、そのときは記名式にしなければならない。誰が書いたか分からないので。そのあたりは工夫が必要である。

(委員)

よく、「友達がいじめられているのを見たことがありますか？」という項目があるが、それは本人が言えないことを周りが言えるという意味で良いと思う。

(委員)

家に持って帰ると、親に見られるかもしれないため、友達がいじめられていることなど書けなくなる。長々とは書けない。

(委員)

これらの点を検討し、より効果的なアンケートを相談していただければと思う。